

議案第 9 号

渋川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市職員定数条例の一部を改正する条例

渋川市職員定数条例（平成 1 8 年渋川市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（職員の定数）

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、兼務は定数外とする。

- （1） 市長の事務部局の職員 5 5 9 人
- （2） 議会の事務局の職員 9 人
- （3） 教育委員会の事務部局の職員 1 4 0 人
- （4） 選挙管理委員会の事務局の職員 2 人
- （5） 監査委員の事務局の職員 5 人
- （6） 農業委員会の事務局の職員 1 0 人
- （7） 公営企業の職員 5 5 人

総計 7 8 0 人

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

職員定数の適正化を図るため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、兼務は定数外とする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>559人</u></p> <p>(2) 議会の事務局の職員 9人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>140人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会の事務局の職員 2人</p> <p>(5) 監査委員の事務局の職員 5人</p> <p>(6) 農業委員会の事務局の職員 10人</p> <p>(7) 公営企業の職員 55人</p> <p>総計 <u>780人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、兼務は定数外とする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>589人</u></p> <p>(2) 議会の事務局の職員 9人</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局の職員 <u>180人</u></p> <p>(4) 選挙管理委員会の事務局の職員 2人</p> <p>(5) 監査委員の事務局の職員 5人</p> <p>(6) 農業委員会の事務局の職員 10人</p> <p>(7) 公営企業の職員 55人</p> <p>総計 <u>850人</u></p>